

軍艦吉野製造一件

0684

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

決裁

中央會計監督部長
参謀部長

第一課

淨無 校令 訓令 上務

秘書官

聯帶

明治廿四年十月 日

大臣 次官

主務

第二局長

第二課長

第一局長

第一課長

第三局長

第三課長

巡視艦製造し件

本年度より製造に着手スルニ事出航艦
一隻海外に注文を取付ル別紙回函を製
造方法書し通し本艦の製造は英國ニエーカス
アーカストロング・ミッチェル社に注文相成可然と存ス

0685

條約書に別紙草案、付箋に追加修
 正を加へ締結を交渉するに代價の無事なり
 備に(水留り)英貨を控へるに中略、
 價控に相認、の爲右に扱ひ柱之方取計可然
 此段仰高裁可也
 但定備豫備品、数量の目下取調中
 直に呈出可也

0686

迅速鋼鉄防禦巡洋艦要領

重要寸法

一 垂直線間ノ長

二百六拾呎

一 最大幅

四拾六呎

一 深 船背骨ノ上部ヲ

七拾壹呎六寸

一 平均吃水

七呎

四右吃水計驗ニ於テ該艦ノ石炭定積積載量ニ二百五十噸トシ又身高ハ
二百五拾噸トシ又飲水糧食等品ノ人負及諸物品ハ二百五拾噸トシ若クハ
之ト同一ノ重量トス

一 排水量

凡叁千九百噸

大體製造方

海軍

0687

該艦ハ鋼鉄ヲ以テ製シ又其製造方ノ大抵

ハ別紙添附ノ番面ニ依ルモノトス

該艦搭載兵器ハ左ノ如シ

一 六吋速射砲 四門

一 四吋七速射砲 八門

一 三吋速射砲 貳拾貳門

一 水雷發射管 六門

六吋ハインテ速射砲四門、内壹門ハ船首樓

上ニ裝置シ船首周面ニ二百八十度ノ發射

角度ヲ有シ他ノ一門ハ船尾樓上ニ裝置シ

船尾周面ニ前同様ノ二百八十度ノ發射角

度ヲ有スルモノトス而シテ残りニ門ハ上

0688

甲板船首樓、後部兩舷ニ裝置シ其発射角
 度ハ真直船首ヨリ船梁、後部ハ六十度ト
 ス四吋七速射砲ハ上甲板ニ裝置スルモノ
 ト入而シテ船尾ノ二門ノ発射角度ハ真直
 船尾ヨリ船梁ノ前部ニ六十五度トス又他ノ
 六門ハ船梁ノ前後六十五度ニ発射スルモノ
 得ルモノトス
 三寸速射砲廿三门ノ内四門ハ各橋樓ニ發
 門ツ、取付テ一門ハ前艦橋上ニ搭載シ二
 門ハ船首樓下上甲板ニ二門ハ船尾樓下ノ
 上甲板ニ搭載シ八門ハ兩舷釣床入レノ上
 ニ各四門ツ、搭載シ六門ハ中甲板ハ搭載
 スルモノナリ

毎

頁

×

0689

水雷発射管一門ハ直接船首発射用ノ者ノ
 船首ニ入一門ハ直接船尾発射ノ者ノ船尾
 ニ他ノ四門ハ機関室ノ前後中甲板ニ取付
 而シテ各六枚ノ發射管ヲ有スルニトス
 探照燈四門ヲ前後艦橋上ニ取付リモ
 ノトス
 該艦ハ其前後ヲ通シ強固鋼鉄防禦甲板ヲ
 有シ又其中央平坦部ハ載荷水線上十二吋
 トシ且斜傾面ハ水線以下四呎トス
 機関及火藥庫ノ防禦斜傾面ニ於テハ厚サ
 三吋二分ノ一乃至四吋二分ノ一トシ又其
 平坦部及兩端部ニ於テハ厚サ一時四分ノ
 三トス而シテ防禦甲板ノ口ハ甲鉄製蓋若

0690

リハ棒鉄ヲ以テ之ヲ覆ヒ又戦時ニ當リ
 板シ置リテヲ要スル入口ノ周圍ニハ総
 防水篋ヲ設ケルモノトス
 防禦甲板ト中甲板トノ間ニ石炭庫ヲ設
 ケルモノトス但シ其長ハ機関及汽罐ノ
 幅付場処ヲ全通スル様爲スモノトス而
 シテ又石炭庫ハ防禦甲板ノ下ニ設置シ
 テ其炭庫總容積ヲ凡一個額トス
 防禦甲板以下ノ船艙場処ハ之ヲ火
 災庫爆彈庫貯品庫等ニ小分シ以テ
 便宜ニ供ス
 二重底ハ氷ノ荷脚ヲ使用スルカ爲メ
 要ナリ
 諸具ヲ附シ機関汽罐及石炭庫ノ全
 長ヲ通シ設ケルモノトス而シテ二重
 底ヲ全通スル

五

頁

0691

為ノ火薬庫及爆彈庫ノ下ニ阻水平坦部ヲ

設置スルモ、トス、中甲板

艦長及士官室ハ船尾樓ノ下ニ其甲板

中甲板、後部又水兵室ハ船前樓ノ下ニ其甲板

上ノ部、前部又中甲板ニ設リルモ、トス尤右水兵室

ハ必用ノ場合アルハ下甲板前部ニ設リ

ヘシ

播ハ谷戦闘機銃付ヲ有スル鋼製ノモノ式

本ヲ取付ルモノトス

汽用及手用舵取器ハ双方共最ニ完全ナリ

形ノモノヲ取付リリモノトス

補助汽罐汽用換軸輾轆及堅軸輾轆並ニ汽

用巻揚機ハ完全ナリモノヲ備ヘ且取付リモノ

0692

ノトス

惟進揚械水汽罐、汽管、火藥庫及爆彈^彈庫ハ悉
皆防禦甲板ノ下ニ設リベシ

母

匣

0693

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第

頁

0694

條約書案

明治廿四年十一月廿
二日調印

海軍

0695

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0695

本書の譯文ナリテ以テ意義ヲ解ス
 難ク知ハ原書ニ於テハ参考ニ
 多ク分ル不明ナル原書ニ
 少同存シ
 各局部ニ
 紀道
 〇

0696

譯海軍屬山本篁篁三郎

調査済

千八百九十一年 月 日 英國倫敦駐在大日本帝國海軍大臣

以下單ハ該國代表ニ英國「エーカッスル」アボンティン地サレ、ダブリン、シロ、

アロムストロング、ミッチェル 有限會社 以下單ハ請ト迅速ニ製造ニ航艦製造

ニ関シ夫ノ條約ヲ締結スルモノナリ

要領

以下ニ記載ノ金額仕拂ヲ為ス、於テハ受負者ハ本條約ニ添

附シタル別紙圖面并ニ製造方法書ニヨリ製造ニ職装シ兵装

レ及ヒ準備シタル迅速巡航艦一隻ヲ太原ニ供給スルヲ約

ス但シ該艦ハ英國海軍、於ケル之ト同形ノ良艦ニ總シ均一

ナラシレルモノトス

受負者ハ該艦、兵器彈藥類ヲ搭載シ現役艦ノ如ク直ニ職務

毎

頁

0698

：服し且ツ航海：差支ナク以下：訖載レタル場処：於テ之ヲ領収委員：引渡リシガ為ノ此船種ノ艤装：尋常必用ナル諸属具一切ヲ完全：整備スルモノトス

受負者ハ又總テ木工小細工及塗料ノ諸工事共ニ一切之ヲ負擔シ充分：該艦ヲ具備シ且製造方法書ヲ詳細：掲メタル如

ク航海：差支ナク艤装スルモノトス但シ其大体ハ英國海軍ニ於ケル最近ノ同形船艦：準據スルモノトス然レモ請負者

ハ乗組人負用品并：艦内消耗品ハ之ヲ供給スルノ限：アラ

船体機関及兵器等：係ル明細ハ本書：添附シタル別紙製造方法書：アリ

0699

材料及製造者

該艦ハ英國海軍造船御用鋸致製造者即ケ別紙目錄ニ記載シ
タル認可製造者製鋸致ヲ以テ造ルモノトス然レ凡請自者ハ
於テ該艦用ニ供スル者ハ鋸材ヲ他ノ製造者若クハ會社即ケ前
記製造者外ノ者ヨリ之ヲ得ント欲スルハ其旨大臣又ハ監
督官ニ通牒シ其使用前大臣若クハ監督官ノ承認ヲ經ルモノ
トス

材料性質

該艦製造機裝及附着物ニ使用スル材料ハ總テ鋸致木材具
他ヲ問ハズ各自其用途ニ適マキ最良ノモノタルガシ而
シテ其使用工事ニ至ツテハ最モ堅牢ト精巧ニ營ミ總テ該艦
監督官ノ承認スルヲモテ様ナスル

毎頁

0700

該艦監督官一該艦及兵器製造用鋸及其他、材料使用前英國海軍試驗施行方法書ニ依リ其製造者工場ニ於テ施行スル強固質可延質其他ノ性質試験ニ立會フコト得

攪入材料

若シ該艦製造用ニ供スル材料ノ内其使用目的ニ適ハサルモノアツクモ監督官ノ之ヲ攪入シタル片ハ他ノ材料ヲ以テ之ニ引換ユバシレ而シテ其引換タル材料モ亦前同様検査シ不合格ナル片ハ攪入レ且又本條約中ノ適用スル箇條ニ從フバ大臣ハ本條約書現行中ニ常ニ指令シタル監督官若シタハ日本政府官吏ヲシテ該艦并ニ兵器ノ材料及製造ニ關スル工事ノ進歩ヲ絶、ガ若クハ時々検査セシムルノ權ヲ有ス

0701

受負者ハ該艦製造及艤裝中大臣ヨリ派遣セラレタル監督官
 ノ該艦兵器機械及ヒ之カ附屬部分ヲ検査スルノ便ニ供スル
 カ為メ其所在ノ受負者^{建師}及其他ノ^{建師}工場内ニ入ルノ自由ヲ得セ
 シムレシ^{建師}而シテ又受負者ハ可及的該艦材料構造法工事兵器
 機械其他之レニ関スル諸部分ノ精密試験及検査ヲ施行スル
 ガ為メ該艦兵器機械等ニ係ル受負者使役人其他請負者ノ為
 メニ從事スル諸人ヲシテ監督^{建師}官ニ便宜ヲ與フバシ
 受負者ハ又監督官ニ於テ該艦及兵器機械其他之ニ関スル諸
 部分ノ製造検査ノ為メ正當ニ入用アリト認ムル報告并ニ總
 テ詳細局面ハ之ヲ供給スルモノトス
 受負者ハ又該艦ノ詳細作工局面副二通ノ完全一組及要用ノ
 ル片ハ其兵器局面ヲ日本政府ニ供給スルモノトス但シ此場
 合ニ於テ^{日本政府}其局面ヲ唯其政府参考用ノミニ供シ決シテ之ヲ

毎

頁

0702

他ハ製造者ノ手ニ渡サバレルヲ誓約スルモノトス

総テ模様替若クハ追加ニ係ル諸工事實用ハ其種類ノ何タル
ニ係ハラズ先キニ書面ヲ以テ別ニ之ヲ承諾シタルハ外増

額仕拂ヲ為リバレルモノトス

若シ受負者ニ於テ本條約ニ掲ケタル工事ノ内之ヲ營々ガル

モノアルハ日本政府ニ對シ其相當代價ノ差引ヲ為スモノ

トス

該艦ハ水陸及受負者双方ニ於テ記名調印シタル別紙製造方

法書及背面ニ依リ兵装シ機関ヲ備ヘ且又機装スルモノトス

而シテ其製造方法書及背面ハ本條約ノ完全部分トス然レモ其

製造方法書範圍内ニ於ケル諸物ノ附属トシテ必用ナルモノ

若クハ其之ヲ完全有効ナラシムルガ為メ必用ナル總テノ事

項ハ其製造方法書中特ニ記載セラレズ若シクハ記載方不完

0703

全ナリト虽凡受負者：於テ恰モ其事項特、詳記セラレタル
如ク成工シ供給シ若クハ具備スルモノトス而シテ該艦ノ関ス
ル形状、構造法、材料及諸物工事工合ハ其船体兵器機関機載裝
索什物及艤裝ノ何タル、拘ハラズ固着者製造方法、書中ニ
特ニ詳記セラレケルモ極メテ最良ノ性質及種類トシ且英國
海軍ノ普通用法ニ從フバシ

速力試験

該艦ノ速力試験ハ受負者其費用ヲ負擔シ日本海軍監督官ノ
立會ニ於テ受負者之ヲ施行スルモノトス而シテ又受負者ハ
其試験中海上其他ノ各種危険ハ勿論該艦ヲ全ク保護ノ保護
ト專有ニ帰セシレル迄之ヲ保障スルモノトス
平均速力ノ断定方ハタイニ河外ノ海上、於テ英國海軍有測

毎

頁

0704

定哩六千八十呎ヲ引続キ少クモ四回航走シ以テ其平均ヲ取
 リ決スルモノトス但シ其測定哩間ヲ逆潮、於テ二回順潮、
 於テ二回航走スルモノトス總テ其他、英國海軍、於ケル普
 通艦船公試規則、準據スルモノトス
 該艦公試運轉中、平均吃水十七呎トシ之レヨリ實際増減ア
 ルヲカラズ
 強壓通風ノ平均速力ハ一時間、二十二海里半トス
 若シ該艦試運轉、於テ得タル速力二十一海里半以下ナル片
 ハ該艦ノ受取ヲ為スト為ラハルハ大段其人ノ隨意タルハシ
 然レ該艦ノ損入セラレタル場合、の付クル物係ル一切、代價ハ直
前記該艦速力試験ニ關スル石炭ノ供給及平均吃水ヲ有セシメシ
 ガ為、艦内ノ搭載スルモノ必要ノ貨物并シ石炭搭載ノ費用ハ

計 目

直達

テ其平均ヲ取	テ二回順潮ニ	算、於ケル普	リ實際増減ア	トス	半以下ナル片	隨意タルヤシ	切、代價ハ直	ト有セシメシ	搭載ノ費用ハ
--------	--------	--------	--------	----	--------	--------	--------	--------	--------

0706

速力試験ハ十海里四分三ノ距離ニ施行ス

若シ十七呎^六時ヲ過クルリキハ大臣^ハ本
艦ノ領收ヲ拒絶スルノ權アルモノトス
此係金^ハ本^ハ艦^ハニ^ハ係^ル事^トス

直ニ遅滞ナシ^テ二週間以内ニト改ム

受負者之ヲ負擔スルモノトス然レモ該試驗上残余ノ石炭ハ
悉皆實價ヲ以テ大臣之ヲ購入スルモノトス

引渡後ノ不完全

受負者ハ若シ該艦引渡後十二ヶ月内、其船体兵器機関若シ
クハ機械ノ構造又ハ装置ニ不良ノ工事若クハ不適當ナル材
料ノ使用シアルヲ発見セリハ其不良ノ工事及材料ハ正當ナ
ル工事ト堅固ナル材料トヲ以テ之ヲ回復スヤシ但シ其修復
ハ日本領港場若クハ他領港場又ハ日本政府ニ於テ之カ目的
ニ必要ノ便宜ナル場合ヲ撰定シ該處ニ於テ之ヲ營ムモノト
ス

保証機関師

毎
頁

0707

受負者ハ十二月ノ保証期限内ニ等機関師ヲ該艦ニ乗込
 シルバシ然レ其月給 磅ハ日本海軍ニ於テ之ト同等官
 ニ續スル食卓料ノ外別ニ支給スルモノトス而シテ該機関師
 其任満期ニ至リ帰國旅費トシテ契約ノ金額^{日本海軍}ニ受取
 ルモノトス然レ其機関師疾病ニ罹リ職務ヲ尽シ能ハサル
 カ將タ又品行不正ニシテ日本政府ノ手数ヲ煩ハシ又ハ充分
 ノ満足ヲ與ヘ難キ場合ハ其旨^{日本海軍}受負者ニ通知次第直ニ之ヲ他
 ノ適任ナル機関師ト交代セシムバシ但シ此ノ場合ハ新旧機
 関師双方共^{日本海軍}機関師^{日本海軍}リ帰國旅費ヲ受ケサルモノトス而シテ又
 大段ハ何時タリトモ理由ナクモ前記機関師ノ解任スルノ權
 ヲ有ス然レ其機関師解任ノ日ヨリ機関師部ニ不完全ノ場
 所ヲ發生スルモ受負者之ヲ修理スルノ義務ナキモノトス

0708
0709

汽船
帰國
旅費

但シ日本
海軍

於之ト同書官	而、該機関師	ヲ尽シ罷ハカレ	煩シ又ハ克分	次第直、之ヲ他	ノ場合ハ新旧機	ノトス而シテ又	ノ解任スルノ權	部、不完全ノ場	ヲキモノトス
--------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

0708
0709

汽船一舟航岩料トス
 歸國旅費ハ日本横濱ヲ英國倫敦迄ヒ一ツ一會社

併給旅費其他一切之ハ十月廿五號三拾五磅ヲ拂渡ス
 但日本於此後之ハ其時交換相場以テ日本貨幣ヲ拂渡ス

財産ノ條款

受負者ハ前記ノ如ク製造スルキ該艦ノ竣工未竣工ノ間ハ
該艦若クハ兵器製造用ニ供スルノ目的ヲ以テ受負者ノ建物
内ニ持込シタル銃鉄木材其他ノ材料ハ總テ即時ニ大臣ノ專
有物トナスルシ

該艦ハ大臣ノ專有物ナルノ証拠ナレバ何時タリトモ大臣ノ
望ニヨリ該艦ニ日本帝國ノ国旗ヲ掲グルモノトス而シテ又
大臣ハ該艦ノ落成スルトセザルトヲ問ハズ何時タリ凡日本
官吏ヲシテ其受取方ヲ命スルコトアルマシ

發射試験

該艦速力試験ノ上尚又發射試験ヲ海上ニ於テ試行スルモノ
トス尤該艦ノ右ニ関スル試験費用及保險料ハ受負者之ヲ支

毎

頁

0710

辨ス然レ氏日本政府官吏ノ要求ニ依リ大砲一門、廿二發以
 出ス三斤砲一門、廿四發以上ニ發機機油一門、廿二發以發
 射スル片ハ其超過數ノ彈藥費用ハ日本政府ノ支辨ニ屬スル
 モノトス但シ受負者ノ供給セザル大砲ノ發射試驗ニ在テハ
 日本政府ヨリ無代價ヲ以テ其彈藥ヲ受負者ニ供給スルモノ
 トス

保險

受負者ハ自己ノ費用ヲ以テ尋常保險セラルバキ危険ニ對シ
 該艦機関及總テノ附着物并ニ材料ノ保險ヲ附スルモノトス
 然レ氏其保險名義ハ大抵ノ名ヲ以テシ又其加入スバキ火災
 保險會社ハ前以テ大臣ノ承認ヲ經ルモノトス而シ其被保險
 金額ハ該艦製造ニ關シ一時大臣ヨリ受負者ニ任拂ヒ來リタ

0711
0712

大砲

可仕拂ヒ来リタ	而シ其被保險	加入スルモトス	ハキ危険ニ對シ	附スルモノトス	有ニ供給スルモノ	貸射試験ニ在リハ	付ノ支辨ニ属スル	砲一門・廿二發以
---------	--------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------

0711
0712

大砲一門・廿二發以

ル金額ヲ其都度填充シ且ツ之ヲ辨償セシムルニ足ルバキ高
 トナスベシ而シテ其保險證書ニ之ヲ得ルヤ直ニ火災ニ委託シ
 保管スルモノトス而シテ其保險證書ニ依リ辨償セシムバキ
 金額ハ總テ損害ノ之レガ為メニ供シタル其修復目的ニ使用
 スベキモノトス但シ其金額ノ以テスルモ尚足ラザル片ハ受
 負者ハ其辨償金ノ外ニ尚又其不足ヲ償ヒ以テ總テノ損害ヲ
 修復スルモノトス而シテ又受負者ハ火災ノ名義ニ於テ該艦ヲ
 保險ニ付スルヲ實施セザル場合ハ受負者ハ其其費用保險
 辨償ニ其費用ハ受負者ニ支辨セシムル尤モ其保險料及之
 ニ係ル一切ノ費用ハ本條約ニヨリ受負者ハ仕拂フベキ金額
 ノ内ヨリ差引スルモノトス若シ差引セザル片ハ受負者ヨリ
 火災ニ該金額ヲ支辨スルモノトス
 但シ本條約ニ掲ケタル條項ニ拘ハラズ該艦ハ其兵器機関機

毎

頁

0714 0713

△而シテ受負者
 × 実行せしむるハ
 受負者

兵器機関機	受負者ヨリ	フツキ金額	保険料及之	具費用保隨	於テ該艦ヲ	ノノ損害ヲ	ザル片ハ受	目的ニ使用	セシヒヤキ	孤ニ委託シ	ルルヤキ高
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

0714 0713

△而シテ受負者於テ該艦ヲ保險ニ付シ且其保險証券ハ保管ハ該艦ニ依テス
 × 又行ヒ思ハ公使ハ自ラ其名ヲ以テ保險ヲ附シ其費用受負者ニシテ負擔セシム權ヲ自ラ

械及艤裝共ニ大臣ト受負者トノ間ニ存スル以上ハ公債ノ該
艦ヲ是認シ以テ其受取ヲナス迄ハ受負者ニ於テ常ニ其責
任ナルモノトス

落成及引渡

受負者ハ大臣ニ於テ正ニ記名調印シタル本條約書領収ノ日
即チ該艦製造方法ヲ承認シ以下ニ記載シタル第一回拂ノ日
ヨリ起算シ二十ヶ月内ニ其費用ト責ヲ負擔シ該艦進水ヲナ
シ且航海ニ差支ナクシ「ニエーカツスル」アホニ「タイム」ニ於テ完全無欠
ニ該艦ヲ大臣ニ指命シタル領収委員ニ引渡スモノトス然レ
モ速力試験完了ニ關シ天氣不良ノ為メ起ル所ノ已ムヲ得ザ
ル遷延ニ對シテハ相當ノ猶豫ヲ與ノハキモノトス

0715

罰金

若し請負者ハ該艦ヲ前記條約日限内ニ落成セシメ引渡リバ
 ル片ハ^{天災時変}際^外右引渡日限ノ超過ニ應シ毎日違約過料ト
 シテ拾五磅ヲ大臣ニ仕拂フモノトス而シテ若シ其延期ニケ月
 以上ニ及ブ月ハ其ニケ月中一日ニ付十五磅ノ過料ヲ仕拂
 ヒ又其上延期アル月ハ前記方法ニ依リ該艦引渡迄每一日ニ
 付三十磅ヲ仕拂フモノトス但シ其定約日限ヲ算用スルニ當
 リ本條約ニ依リ仕拂フバキ計算未済ニ在ルノ時ト又火災職
 工同盟罷工若クハ他ノ天災時變^外ヨリ生マル遲延ハ之ヲ其内
 ニ算入セサルモノトス尤此場合ハ其時變相當ノ延期ヲ受負
 者ニ與フバキモノトス

受負者ハ該艦愈竣工ノ後ハ自費ト具責ニ任シ之ヲ入渠セシ
 メ以テ清浄ニナラセシメ而シテ若シ不慮ノ事變起ル片ハ何時

毎
頁

0717 0716

此場
合

此ノ延期ヲ受負	ノ時ト又火災職	ノ延ハ之ヲ其内	シ之ヲ入渠セシ	起ルハ何時
引渡迄每一日	ノ費用スルニ当	ノ其延期ニケ月	母日違約過料ト	レシメ引渡リバ
磅ノ過料ヲ仕拂				

0717 0716

此場分金ノ於テハ監督者ノ決明ヲ俟テ

拘ハラズ大臣又ハ其指命監督官ニ於テ該大臣ノ之ヲ受取ル
 前修船渠ニ入レシムル方是ナリト見込ヒ其ハ受負者ハ自費
 ト其責ニ付シ該艦ヲ入渠セシムルモノトス
 受負者ハ又本條約記載ノ如ク該艦ヲ竣工シ且前記諸物品ヲ
 供給シ能ハザル場合ニ於テハ其時ヨリ本條約ニ依リ為スル
 キ工事及物品ハ之ヲ大臣ニ於テ指命シ適當ト認ムル會社又
 ハ人物ヲシテ受負者ノ該工事ニ供セシガ為メ購入シ若シクハ
 準備シタル其材料ヲ使用シ該工事ヲ完成シ又ハ供給セシメ
 且大臣ニ於テ至當ト認ムル代金ヲ之ニ拂ヒ渡スモ大臣ニ
 對シ異存ナキモノトス但シ此場合ハ受負者ノ該工事ニ對シ
 仕拂ヲ受クハキ金額ニ超過スルトセザルトニ依ラズ其前金
 拂ヒ若クハ仕拂金額ハ之ヲ大臣ニ辨價スルモノトス然レバ
 斯ノ如キ場合ハ該艦愈竣工ノ上之カ引渡ヲナスニ及ビ得本

0718

條約ニ記載ノ代價若クハ大臣ヨリ受負者ニ仕拂未済ノ分又
 ハ受負者ノ管ハシ能ハサル工事其他ノ部分ヲ竣工セシムタ
 人人物若クハ會社ニ對シ仕拂ハサル金額^{ノ額}之^{ノ額}大臣ヨリ受
 負者ニ拂ヒ渡スモノトス
 大臣ハ該艦製造中即チ本條約履行中該艦ノ構造若クハ其裝
 置附着物、機裝兵器機關若クハ機械ニ換替ヲ為リシト欲ス
 ル片ハ其旨大臣ヨリ書面ヲ以テ之ヲ依拠ヲナスバシ然ル片
 受負者ハ大臣ノ書面ヲ以テ承認スル相当ノ延期^(諾ル之)内、
 於テ之ヲ実行スバシ然レバ右手續キテ履ムニ非ラザレバ實
 行セザルモノトス而シテ若シ右換替ニ係ル延期アル片ハ其
 延期タル恰モ最初ヨリ本條約ニ記載シアルモノト見做サレ
 バレ然レバ其延期承諾ノアツカレ、於テハ總テ具工事及
 換替ノ前記日限即チ條約日限中、竣工セシムバシ而シテ

每
頁

0719

右様ノ模様替有之時ハ其工事性質恰モ最初本條約書若クハ之ヲ附属ノ製造方法書中ニ記載シアル如ク又其工事ハ之ニ適スル様成工セシムル尤右模様替ノ為メ直接若クハ間接ニ起ル所ノ費用増減ハ之ヲ豫算シ又実施シ得ル場合ハ大臣ト請負者ト同意スルヲ要ス然レ其増額ノ事タル若シ果シテ其ノ如ク行ハル、ニ於テハ本條約ニ依リ仕拂ヲマキ次回拂ト共ニ之ヲ仕拂ク又ハ其時ノ都合ニ任スレ且又右模様替ヨリ生ズル減少金額ハ双方共ニ同意スルニ於テハ其次回拂ノ内ヨリ減却スルモノトス然レ其増減金額ニ對シ双方同意シ能ハザル場合ハ以下ニ記載シタル仲裁法ヲ以テ其金額ヲ断定スルモノトス

大臣ハ大日本政府ヲ代表シ別紙製造方法書ニ依リ充分ニ其装シ且整備シタル巡航艦ノ代價三拾萬六千磅(本條約書添附ニハ此水雷ヲ除ク)

海軍省

0721 0720

改
付價千七百

ハ 工 事 ハ 之 ニ	ハ 若 ク ハ 間 接	場 合 ハ 大 臣	ノ ル 若 シ 果 シ	抑 フ マ キ 次 圓	且 又 右 模 様	ハ テ ハ 其 次 圓	額 ニ 對 シ 双 方	以 テ 其 金	ハ リ 充 分 ニ 兵	方 (本 條 約 書 添 附 シ テ 水 雷 ヲ 除 ク)
----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	------------------	----------------------------	--

0721 0720

ニ改メ
 代價千九百磅ヲ減サシ
 三於此萬四千五百磅

ヲ受負者ニ仕拂フモノトス但シ禁代價ノ受負者ニ於テ大臣
ノ満足スル様勉勵ヲ以テ工事ニ着手シ且本條約ヲ履行スル
片ニ於テ受ルモノトス

(第一回)

本條約書ニ記名調印ノ日ニ於テ定約代價ノ十二分ニ
即チ五萬圓千六百六十六磅拾三志四片

(第二回)

銀及金、屬ノ重量就百噸ヲ艦体ニ取附ケ尚又二拾噸ヲ
艦体ニ取附ルカ或ハ又受負者ノ建物内ニ在テ已ニ之
ヲ其取附場処ニ向ケルノ準備アル片又機關汽罐及兵
器ノ工事相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ與ハタル片十
二分ノ一即チ萬六千三百三十三磅六志八片

每
頁

0723 · 0722

五萬圓
千八百九

片	ハ、タル月十	以、汽罐及兵	又ニ於、願ヲ	在、テ、已、之	ハ、ノ、十、二、分、二	ヲ、履、行、ス、ル	ニ、於、テ、大、臣
---	--------	--------	--------	---------	-------------	-----------	-----------

0723 · 0722

松野分ノ屯即テ、貳万六千ハ百八磅六老八片

千八百九十二年四月七日以後、於、テ、十、二、分、二、即、テ、考、方、誌、ハ、如、前、村、六、磅、於、三、志、四、片

(第三回)

鋸及金屬ノ重量四百噸ヲ艦体ニ取附ケ尚又二拾噸ヲ
艦体ニ取附ルカ或ハ又受負者ノ建物内ニ在リ已ニ之
ヲ其取附場処ニ向ケルノ準備アル片又機関汽罐及兵
器ノ工事相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ與ハタル片十
二分ノ一即チ貳万六千三百三十三磅六志八片

(第四回)

鋸及金屬ノ重量七百噸ヲ艦体ニ取附ケ尚又貳拾噸ヲ
艦体ニ取附ルカ或ハ又受負者ノ建物内ニ在リ已ニ之
ヲ其取附場処ニ向ケルノ準備アル片又機関汽罐及兵
器ノ工事相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ與ハタル片十
二分ノ二即チ五万貳千六百六拾六磅拾三志四片

(第五回)

鋸及金屬ノ重量九百噸ヲ艦体ニ取附ケ尚又二拾噸ヲ

三
四

0725

0724

十一分ノ一即

拾二分

附ヶ尚又二拾噸ヲ

物内：在テ巳ニ之

片又概園汽罐及兵

足ヲ與、ソルル片

磅六志八片

附ヶ尚又貳拾噸ヲ

物内：在テ巳ニ之

片又概園汽罐及兵

足ヲ與、ソルル片

磅拾三志四片

附ヶ尚又二拾噸ヲ

0724

0725

拾二分ニ即チ五萬貳千四百拾六磅拾三志四片

拾二分一即チ貳萬六千肆百肆拾肆磅六志八片

4

艦体：取附ルカ或ハ又受負者ノ建物内：在ラレ：之
ヲ其取附場処ニ向ケルノ準備ヲル片又概園汽罐及兵
器ノ工事相應、進歩シ監督官：満足ヲ與、タル日十
二分ノ二即チ五万貳千六百六拾六磅於三志四片

(第六回)

該艦ノ阻水隔限ヲ悉皆水壓ヲ以テ試験シ又甲板ハ其
四分ノ三ヲ張リ又填茹シ且ツ貯品庫及火藥庫ハ之ヲ
設置シ并ニ被覆シ又船室隔艙ノ半ハ之ヲ其場所ニ取
附ケ又該艦ヲ進水ノ運ニ至ラシメ以テ之ヲ無事ニ施
行シタル片及兵器志皆、四分ノ三落成シタル片十二分
ノ二即チ五万貳千六百六拾六磅於三志四片

(第七回)

該艦全速力試験ヲ施行シ且ツ錨及堅軸轆轤汽用及手

毎頁

0727

0726

内：在子巳：之	又概園汽罐及兵	ヲ喫、タル日十	於三志四片	駭し又甲板ハ其	及火藥庫ハ之ヲ	之ヲ其場所ニ取	テ之ヲ無事ニ施	シタル日十二分	志四片	軸轆轤汽用及寺
---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---------

直

0727

0726

於二分二即五万載千四百於不磅於三志四片

始二分二即五万載千四百於不磅於三志四片

用舵取器及電氣燈ヲ試験シ又裝索帆及遮陽并ニ水雷
 防禦網並ニ短艇ノ附着物工事ヲ為シ又發射試験ニ依リ
 兵器附着物ヲ試験シ又試験中發現シタル不完全ノ箇
 所ニ總テ之ヲ監督官（イ）如ク修理シクルノ後又右監督
 官ニ於テ該艦志皆整頓シ航海ニ適シ且又悉ク條約ニ
 適合シ大臣又ハ領收委員（國回航）ニ交附スルノ月十二
 分ノ二即ケ五万五千六百六十六磅於三志四片ヲ拂渡
 スモノトス

受負者ニ又成ルハノ速ニ該艦製造者証明書ヲ得テ之ヲ大臣
 ニ交附スルハ尤モ該証書面ニ大臣ヲ以テ一方ニ於ケル該
 艦製造依頼者トナシ尚又受負者ハ英國法律上必用ナル其他
 ノ公文書類ヲ得テ以テ之ヲ大臣ニ交附スルモノトス但シ此

0729

0728

帆及遮陽并：水雷

又發射試驗：依リ

シタル不完全ノ箇

ケルノ後又右監督

ニ且又悉ク條約：

交附スルノ片十二

於三志四片ヲ拂渡

書ヲ得テ之ヲ大段

ヲ一方ニ於ケル談

律上必用ナル其他

ルモノトス但シ此

0729

0728

於ニ分ニ即五萬貳千四百餘於三志四片

場合ハ監督官若リハ正当ノ任命アル代表者ニ於テ其意見ヲ
 以テスルニ本條約日附或ハ場合ニヨリ先キニ交附シタル証
 明書^{マニフェスト}日附以後該艦工事落成并ニ本條約ニ依リ受負者ノ為
 スルキ工事ニ充分ノ進歩ヲ現シ且前田拂仕拂後受負者建物
 内ノ該艦ニ使用シタル材料及ヒ之ニ消費シタル勞力共ニ合
 シ新規拂、充分同一ノ價值アルトテ大抵ニ對シ親ラ証明シ
 以テ前記順次拂ヲ受負者ニ為ス月、限ルモノトス
 若シ本條約履行中若リハ該艦引渡後十二ヶ月内ニ本條約ニ依
 ルキ權利或ハ義務ニ關シ大抵及受負者間ニ爭論若シクハ
 見解ノ差違ヲ生ズルハ其都度双方ノ何レヨリ要求スルモ
 孰名ノ仲裁人^(大抵及受負者ヨリ各一名ヲ指名ス)ヲ出シ以テ其仲裁ノ方法ニ依
 リ處断セシムルハ此ノ場合ハ双方ノ仲裁人ヨリ其依拠
 事件ニ着手前又一名ノ仲裁判者ヲ撰定シ以テ之レガ仲裁ニ

毎

頁

0730

係ル命令ハ^{双方}仲裁ノ便宜ニ於テ英國女皇陛下ノ高等裁判所
 管内ノ一ニ於テ為シタル裁決ト見做ス、レ而シテ又之カ仲裁
 係ル施行手續及其裁断ハ(仲裁人)之ヲ英國ニ於テ施行シ且
 其結果ハ總テ該裁判所ノ命ニ依リ執行サレタル仲裁トシ之
 服従スルモノトス但シ前記争論若クハ見解ノ差違若クハ
 其仲裁請求中或ハ未決中ニ物ハラ不製造者証明書ハ其之ヲ
 交附スルノ運ニ至ルヤ直ニ受負者ヨリ^{大臣}、附與スルモノ
 トス且又受負者ハ如何ナル理由アルモ決シテ^{大臣}又ハ日本
 政府ノ領収負ニ於テ竣工未竣工ヲ問ハ不該艦及ヒ其艦表若
 シクハ前記諸物件ノ受渡ヲ要求スル片ハ之ヲ拒止スルヲ得
 不尤モ是ノ場合ニ於テハ受負者ニ仕拂フヤキ金額ノ其保証
 金トシテ未済残額ニ等シキ金額若クハ仲裁人又ハ仲裁人判
 者、於テ^{大臣}ヨリ受負者ニ^{押渡}スルノ裁断アリト認ヒル金

0731

額ヲ補充スルニ足ルベキモノ、超過セサル高ヲ差出スモノ
トス

毎頁

0732

